

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 5 回定例
6 月 3 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 27 年 6 月 3 日に教育委員会第 5 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|--|----------|-----------------------|
| 1 | 開催日時 | 平成 27 年 6 月 3 日 (水) | 開会
閉会 | 9 時 30 分
10 時 30 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 孝 | | |
| | 事務局 (説明員) | 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
池 田 和 久 理事兼教育総務課長
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長
山 本 知 成 教育政策課長
中 川 好 広 情報化推進室長
平 松 明 子 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
杉 山 和 幸 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
奥 村 篤 義務教育課人事監
渋谷 浩 史 高校教育課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長
北 川 清 美 社会教育課長
増 田 曜 子 文化財保護課長
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
杉 本 寿 久 総合教育センター所長 | | |

4 その他

- (1) 第 6 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1～3 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、私のほか、加藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
報告事項3は議会に報告する案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、報告事項3を非公開とする。

<非>報告事項3 平成27年6月県議会定例会への報告事項

- 教 育 長： 非公開案件報告事項3頁「平成27年6月県議会定例会への報告事項」について、長澤財務課長より説明願う。
- 財 務 課 長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 興 委 員： 毎年、国会でも問題となっているが、補正予算が年度末に執行されることについて、そもそも事業着手が出来るのかという議論があって、県は末端なので厳しいだろうと思う。国では同様に必要なのか、年度内に執行できないではないか、ということで繰り返し議論がされる。結果として繰越明許で繋ぐことになるかと思うが、ここにあるように補正予算にかかる事業で事業着手が年度末になったとあるが、事実事業着手は年度末にできたのか。
- 財 務 課 長： 事業着手という言葉イコール契約ということではなく、実際は2月補正予算で議決をされた後、事業を進めているという意味で着手をしているということとなる。
- 興 委 員： 契約行為が整っているということを問うているのではなく、事業着手はできたと理解してよいか。
- 財 務 課 長： そうである。
- 興 委 員： 繰越明許費の額と翌年度の繰越額が金額にして50万円のギャップがある。この繰越明許費でとった1千50万円と翌年度繰越額に50万円のギャップがあるがどのような金額か。
- 財 務 課 長： 実際は2月補正でとった金額は1千50万円である。繰越明許費を計上する時、10万円単位を100万円単位に丸めた形でとるためである。
- 興 委 員： 了解した。1千100万円というのは実態のある数字ではなく、単位を丸めたために生じたギャップと理解してよろしいか。
- 財 務 課 長： そうである。
- 興 委 員： そこですべて国庫収入によるという理由であるが、例えばしずおか型コミュニティ・スクール推進事業というのは、国庫からの支出だけでなく、県費でもって措置をされているものもあるかと思うが、そう理解してよろしいか。
- 財 務 課 長： 事業全体として県費も含まれるが、今回繰越明許で計上したものは全て国庫である。
- 興 委 員： 総事業費があってその内、繰越明許にかかる国庫以外の部分に関して、

当然県費の部分がある。したがってそのお金を使って事業着手しているという様に理解もできるし、経費が発生しなくても事業着手できている、そう解釈してよいか。

財 務 課 長： しずおか型コミュニティ・スクール推進事業について、国庫で財源をいただける部分は、26年度2月補正予算で計上した。それ以外の県費で対応する部分については27年度当初予算で措置している。

興 委 員： 県議会で年度末に補正予算で執行するということに対して議論はあるのか。

財 務 課 長： 制度としては補正予算と当初予算という制度がある。国と同じで県もその制度である。財政当局と調整しながら臨機に対応していくということとなる。

教育総務課長： かつては繰越イコール悪というようなイメージがあったが、最近は切れ目ない予算ということで、執行が年度末に集中しないように繰越をうまく使っている。

教 育 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項3を了承した

【会議の公開】

教 育 長： ここで会議を公開とする。

第6号議案 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教 育 長： 第6号議案「静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則」について、教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 原案に賛成である。これまでも懲戒処分の議案に付随して退職金に関しても定例会内で話はされている。専決とはいえ実際協議はされていた。そういう意味で実態と規則を整合するという事は大事である。

斉 藤 委 員： 原案に賛成である。今まで処分を決定する中で、退職金はどうするのかというところが、私の処分の判断の中でも非常に迷いがあった。それが一体となって判断できるということとなる。今後、議論が分かれるかもしれないが、大切なことであるし退職金という権利に対する考え方が最近は変わってきているので、包含して議論をすることは良いことである。

加 藤 委 員： 原案に賛成である。従来もいろいろと議論はしているが、停職とか免職という処分については、本人の名誉に係る問題であるが、実際には名誉にかかる部分でなく、生活にかかる部分が退職金の支給不支給ということに係ってくる。その部分についても我々が議論することによって、より細かな対応が今後できるのではないかと思う。

- 興 委 員： この資料にある改正の理由に若干の違和感がある。おそらくこういう意味だと思うがよろしいか。教育委員会の会議で審議することができるよう所要の改正をとあるが、従来は教育委員会の会議で審議はできなかったのかというと、できないわけではなくて専決処分で教育長に委ねられていたのである。専決処分として教育長の権限として与えていた。ということは教育委員会の審議ができないわけではないのである。したがって今回は改正の理由に教育委員会の会議で審議し決定することとしたと執るのではないか。改正の理由に審議し決定する、と挿入すると適切と思う。
- 教 育 長： 理由の部分が欠けているところがあるという御指摘であるが、教育委員会の会議で審議しその後決定できるよう所要の改正を行う、というように変えるということである。それでは改正の理由の部分の文章を修正する。
- 教 育 長： 他に異議はあるか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員： (異議なし)
- 教 育 長： 第6号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 第1回しずおか型コミュニティ・スクール推進会議

- 教 育 長： 報告事項1「第1回しずおか型コミュニティ・スクール推進会議」について、林義務教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 加 藤 委 員： 取り組んでいくことが5つ取り上げられているが、一つ欠けている点があると感じた。幼・保・小の連携もコミュニティ・スクールの中で取り上げていただきたい。というのは私が教育委員をしていることは県民が存じ上げているので、私のところに電話相談があるのだが、その時に小学校に入ったときにギャップを感じる児童がいるとのことである。小学校の時にギャップを感じる児童というのは、幼保の中では普通の子どもとしてあつまっているのだけれども、個性の段階かもしれないが、発達障害などがありそれが小学校に入学した時、いわゆる団体生活になった時に障害が顕著になる。そういう中で疎外を感じる。あるいは周囲の子どもたちと行動ができないなどの問題がある。そのような問題を解決していくこともコミュニティ・スクールでは大事なことでないかと思う。幼稚園保育園から小学校にあがるころまで連携を密にする。子どもの特性とか、子どものあり方についての情報交換をやっていただきたい。
- 溝 口 委 員： 私も子どもを育てていくに当たって、小1ギャップについて、幼稚園から小学校よりも、保育園から小学校の方が内容が濃い部分と、幼稚教育という違いがある。具体的に言うと幼稚園では親が子どもを見る

時間が多く親が何でもしつけている。保育園は夕方5時までとなり保育園に任せている時間が長い。幼稚園との連携というところでは、教育委員会であるので市町教育委員会との連携は出来ている。とはいえ、保育園が孤立している感がある。とりわけ認可保育園、認可外保育園含めてそのあたりのギャップというのもあると思う。そこをどのように連携をしていくか。学校では連携しやすいと思うが幼稚園と保育園は連携が難しい。例えば小学校へ入学するまでに名前が書けるようにこの地区は絶対やりましょうなど、同じ目標を掲げるかたちでもっていければいい。それはコミュニティ・スクールの新しい枠というか、上ばかりの連携ではなく下の連携ということで大事だと思う。

教 育 監： 幼保、就学前教育について、就学前教育協議会で意見交換がされており、溝口委員から御指摘のあった、幼も保も公立も私立、その他関係施設もトータルな検討を昨年度からやっている。市や町のレベルでもいろんな取組みがなされている。先日も焼津市の取組みがあがっていたが、このような協議会とコミュニティ・スクールの管理とお互い情報連携を取りながらやっていく。また特定の課題について縦横の意識をして連携をしていくのは重要だと思う。

興 委 員： そういった活動は重要であるので、積極的に進めていただきたい。一方、中教審で分科会も設けて専門家会議のレポートもあがっている。その中に様々な問題もあがっている。しずおか型というか静岡県にあったかたちを模索していくことが重要である。コミュニティ・スクールの言葉が先行すると現場の負担感が増すとか、シニアスクールとの連携方法はいろいろあるとか言って、結果としてネガティブな方向に行ってしまうということは本末転倒である。当初は問題を顕在化してどのようにその問題を払拭していくかというところが方針であったと思う。会長より議論のまとめとしてCSの様々な形についてだけでは、せっかく出た意見が十分受け止められているように思えない。ついでに当初期待されていた、問題を顕在化させて、その顕在化した問題について、どう対応していくかということ、今後の取組みとして明示的に記載していただきたい。加えて、5（3）イにあるCS拡大のために、先進地域の取組みを情報発信することは極めて重要だと思うので、いい意味で恣意的にならない形でお願いしたい。参加者は会長、副会長、あと三者で連絡協議会、小学校のコーディネーターコミュニティ・スクールの事実上の担当者であるが、私はコミュニティ・スクールを的確に円滑に進めていく観点から、ここにコミュニティ・スクール運営協議会の構成員としてなるであろうグループの方々が、積極的にコミュニティ・スクール推進会議に入って議論をしていくことが必要だろうと思う。そういう意味ではいわゆる協議会の会長であるとかはいいと思うが、PTA連絡協議会というのは、PTAの在任中に係るだけであって、長期にわたり学校をどうするかという意味では、これでは十分でないかもしれない。先日、浜松西高校へ移動教育

委員会で訪問した時、懇談会に後援会の方に出席いただいた。後援会が適任かどうかは別として、そのような役割を担うセクターを積極的に水平展開して必要な方々に参画していただき、その方々が所属母体にもどって所属母体に果たすべき協力の具体の行動実践をすることが重要である。5（2）の最初に現場の負担感が増すとあるが、現場の負担感が増すのではなくて、シェアしあって現場に負担感を与えないような方策を講じていくことが重要である。そういう意味でどういう参加者が望ましいのか、また可能であるか、メンバーの選定も含めて検討していただきたいと思う。

教 育 長： 興委員が御指摘した現場の負担感というのは私も気になった。地域差もあろうかと思うが、例えば毎回同じ方が参加するというのでは無く、オブザーバーのような方が地域性をもって、出来るだけ情報を共有して最終的にひとつのゴールに向かうというかたちがいいのではないかな。

齊 藤 委 員： 興委員の意見も含めて、私も教育長に同意見で現場の負担感が増すというところが気がかりの部分である。そのほかのコメントは概ねポジティブであるが、そこの部分は解決してやる必要があるのかと思う。地域の皆さんの力を借りて、協力していきながら学校を良くしていこうということの狙いであるが、コミュニティ・スクールが始まったら結果として教員の多忙化が増してしまうということの無いように、先進的な取組み地域である磐田市や御前崎市、富士市の実践事例の中に課題がどのように出てきているのか、というところを含めながら考えていただきたいと思う。これは前向きに推進していくという立場の中で課題をどのように解決していくということを考えていただきたいと思う。

興 委 員： 私も別の場で意見を申し上げたが、現在の地教行法におけるコミュニティ・スクールの位置付けということで現場の負担感を与えるという懸念は確かに台頭している。従来の評議員制度でなぜ悪いのかと、それをベースとしたしずおか型コミュニティ・スクールで良いではないかという形になっている。問題とされてきた重要な点は、教職員の人事問題についての意見、それに対する尊重義務など、更には計画の方針について承認という権限を与えていながら、コミュニティ・スクールに権限を持っていながら実際は全部現場にいる教職員に負担が与えられるというのであれば、それは本末転倒ではないか。したがってコミュニティ・スクールに係る方々が支えていかなければならないという文化が必要であろうと考える。場合によっては法律改正も必要ではないかと思うが、あえて法律改正をするまでもなく、そのような認識でコミュニティ・スクールの構成員になってもらうことから始めなければならない。発想ももっとフレキシブルにこれを取り組んでいくんだという姿勢を前向きに考えていただきたい。

教 育 長： 今、静岡県のことをやっているが、このコミュニティ・スクールについては先進県というのが当然あると思う。それを静岡方式に変えてい

くと、いい部分があるかもしれないので、参考事例を県内だけでなく県外も含めてやるのも一つの考え方かと思う。

他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)
教 育 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 平成26年度体罰に係る実態把握の結果について

教 育 長： 報告事項2「平成26年度体罰に係る実態把握の結果」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 著しい減少が見られて、取組みに対する効果があったと思う。評価したいと思う。最初から意識すればよかったが、特に部活動の現場で習慣化していたし、迎合化していた。部活動の現場でも多かったのが体育教員なので、体育教師の意識の変化というのは大きい。とはいえ、関係者からみるとここから先は顕在化しにくくなる。これまではあまりにもひどかったとか、言いやすい部分があったかと思うが、逆に本県には裁量枠もある。そういった裁量枠で入った子が本音を言いにくいとか、強い関係を強いられていたりする場合、例えば野球であるが、言ってしまったら野球部全体が大会に出場できなくなってしまうとか、規制厳しくなる中で顕在化しにくくなるというのも事実でありそれだと本末転倒である。人権意識の啓発をしていくというのは引き続き続けていただき、同僚の教員が「先生やりすぎですよ」とか、そういった風通しのいい学校にする。全日本柔道連盟もそうだが、重症化する前に「先生やりすぎですよ」とか、まわりで抑えることがあればよい。人間なので感情的になることは一時的にはあっても、それをみんなでコントロールすることが大事である。そうすれば、体罰の常習化というのは無くなる。アンケートには出ていないが、まだ顕在化していない部分があると思う。全柔連も暴力については調査しているが後を絶たない。体罰というのはこれで終わりということはない。道半ばである。減ったと思ってもろ手をあげて万歳だと風化してしまう。高校が少ないというところをみると、実際はどうなのかと思うので、引き続き意識の啓発をしていっていただきたい。

加 藤 委 員： 体罰が減ってきたということは良いことであるが、私は学校での体罰をドメスティックバイオレンスと対に考えてしまう。ドメスティックバイオレンスの場合には単なる暴力ではなく、言葉による暴力など、様々な暴力も取り入れられる。例えば学校の中で行われるであろうということであれば、非常に強い言葉、相手を侮辱するような言葉を投げかけるということである。それからネグレクトである。この2つが子どもに与える精神的な衝撃というのは体罰に劣らない強いものである。先ほど幼保小の連携ということで話したが、小学校1年生になっ

て子どもたちが驚くのは、これは教師によって違うのであるが、ある教師は非常に命令調である。「こうしなさい」「あなたはこうしなきゃダメよ」と児童をにらみつけるような対応というのは保育園でも幼稚園でも経験したことがないので、小学生になったら先生が強い口調で命令をしてにらみつける。その上で言うことを聞かない子どもに対しては平等に扱わずに、言うことを聞かない子どもをネグレクトするようなかたちで対応するというようなことを耳にする。具体的に私に苦情を言ってきたケースはそのような内容であった。発達段階にあわせることとなるが、ネグレクトもいじめである。もし先生がそれと同じようなことをしているとすれば、いじめを学校内で承認していることにほかならない。子どもの発達にあわせて、集団的な疎外がどういう形で行われるかということをよく理解してほしい。これは人権問題である。それを理解したうえで子どもたちに接するということが、手を出したとか、蹴飛ばしたということ以上に大事である。

溝口委員： 本当の話であるが、体育教員が暴力減ってきましたねという話の中で、教師が生徒に愛のムチだと理解させることができないのがダメだという先生がいて、それこそ体育の教師的思想というか、そういうものではないだろうと、まだそのあたりのレベルである。部活動は皆さんが考えるよりも圧倒的な支配関係があって、そのことすら気づけずお互い思考停止になっている。ここから先がものすごく大変で、お互いが人権意識を持つというのが大切で理想郷でもある。非常に難しい。

教育長： 体育の先生同士でこういったことを徹底的に議論するという場はないのか。

溝口委員： 取り組まれていると思うが、やはりそのような環境で育ってしまった以上は、自分は体罰で育ってきた。トレーニングの一部であると解釈してしまう。自分を否定することになる。それ以外の手段があるかという新しいコーチング理論などになるが、経験論が先行するのが部活動なので、そういうところでは部活動という特別な空間の中では難しい。教科教育とか生徒指導では比較的、慣例が次第に少なくなるのだが、部活動ではまず顕在化しないだろうし、言った時点で裏切りという感じがある。そこから先が体育会系の特殊性で、ほかにも文化系でもあるかもしれないが教師と生徒以上、師匠と弟子の関係なので難しいと思う。危機感を覚える。いつまた増えてくるかもわからないし、いつ重大な事件が起きてもおかしくは無い。

興委員： 確認であるが、アンケート等ではとは、いわゆる学校現場に限ってなのか。放課後であるとかその他という項目があるので、校外でやることも含めてこのアンケートにあがってくるのか。

義務教育課長： 学校管理下のことである。

興委員： それではいろいろなところで顕在化しているのは、学校管理外における実態把握をどうするかという問題もあろう。それは教育委員会だけでは出来ないかと思う。今日の報告で少なくともスポーツに対して大

幅な改善が図られたというのは評価して受け止めて、なぜそうだったのかということを経後に生かしていくことが必要かと思われる。一方、3年間で平成24年が67件であったのが5件になったと記載されている。そうすると事案件数の146件から67件を引いた79件がスポーツ以外のところとなる。それが何件になったかということも45件となっている。半減はしていない。むしろ授業中などの問題が増えたのか増えていないのか分らないところがある。スポーツに着目してみると課外活動として改善はされていると思うが意外に教育の現場、クラスの現場においてどうなのかということも憂慮されないわけではない。この問題は数だけの問題ではなく、決して良い方向のデータが出たと楽観視するのではなく、もっと真摯に受け止めて、教育の実を挙げるうえでどうしたらいいかと今後の対応に生かす努力を教育現場が取り組んでいただけるように教育委員会がアクションを取るべきである。

齊藤委員：特に部活の現場においては意識啓発がかなり浸透してきていると感じる。興委員が指摘したとおりであるが、部活以外のところで特に小学校があまり減っていない。授業中にやったのではないか。これは私の推測であるが、「え、これも体罰なの？」というのがあるのではないか。殴る蹴るは明らかに体罰であるが、こんなことも体罰なのかということを経潰していく啓発ということが根絶ということを経考えた場合、必要ではないかと考える。

教育長：体罰の様態というところで、その他が35%もある。これ以外になにがあるのか。

義務教育課長：怒鳴りつけるということなどもその他に含まれる。

教育長：子どもたちが学ぶにあたり、どうしたら効率よく学べるか、これも一つの技術である。体罰という問題は学校だけでなく地域全体で考えていかなければならない。

他に意見は無いか。

全委員：（特になし）

教育長：報告事項2を了承した。

【閉会】

教育長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成27年度第5回教育委員会定例会を閉会とする。